

16監査公表第4号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成16年2月2日

福岡市監査委員	津田隆士
同	上野忠之
同	高橋宏和
同	上野寛

[監査結果に対する措置通知文]

総人第904号
平成15年9月17日

福岡市監査委員	津田隆士様
同	上野忠之様
同	高橋宏和様
同	上野寛様

福岡市長 山崎 広太郎

出資団体及び財政援助団体の監査結果に関する措置について（通知）

出資及び財政援助の監査について、監査結果に関し講じた措置を下記のとおり地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

1 監査報告と措置の件数

平成15年1月30日報告分(福岡市公報平成15年1月30日第5041号(別冊2)公表分)

・・・・・・・・ 17件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

(出資団体監査)

1 財団法人福岡勤労者福祉センター

指摘事項

ア 財団法人の資産の総額につき変更登記を行うよう求めるもの

財団法人は登記すべき事項に変更が生じたとき所定の期間内に変更登記を行わなければならない。登記すべき事項のうち資産の総額は、基本財産ではなくすべての資産金額からすべての負債金額を控除した差額、すなわち純資産額を登記すべきである。しかしながら、基本財産のみ登記されており、変更登記が行われていなかった。

今後、登記事項の変更については、関係法令等に則り遅滞なく行われたい。

【講じた措置】

登記事項の変更については、財団法人福岡勤労者福祉センターに対し、関係法令等に則り遅滞なく行うよう口頭により指示した。

なお、財団法人福岡勤労者福祉センターでは、平成14年度決算確定後から、速やかに変更登記を行うこととした。

指摘事項

イ 経理事務について注意を求めるもの

経理事務について次のような事例が認められた。

今後、経理事務については十分注意されたい。

(ア) 未払金について、未払金は適正な管理を行うとともに遅滞なく債権者に支払わなければならない。しかしながら、未払金の発生日や債権者の名前が随時確認できず、未払金の管理及び支払い事務が適切でなかった。

(イ) 前受金について、販売代金の前受金は売上計上時に売上高に振替処理を行わなければならない。しかしながら、売上高への振替処理が行われていないものが見受けられた。

【講じた措置】

(ア) 未払金の管理及び支払い事務については、財団法人福岡勤労者福祉センターに対し、適切に行うよう口頭により指示した。

なお、財団法人福岡勤労者福祉センターでは、未払金については、月末現在で、発生日、金額、債権者を随時確認できる会計システムを平成15年度から導入することとしており、また未払金の支払い事務についても速やかに行うよう職員に対し口頭による指導徹底を図った。

(イ) 前受金については、財団法人福岡勤労者福祉センターに対し、売上計上時に売上高に振替処理を行なうよう口頭により指示した。

なお、財団法人福岡勤労者福祉センターでは、平成15年度から売上計上時に売上高に振替処理を行うこととした。また、チケットの未使用分とプレミア(1割)の使用された分の差額については、平成14年度末から、年度末までに振替処理を行うこととした。

2 株式会社福岡市民ホールサービス

指摘事項

ア 決算について公告を行うよう求めるもの

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定により、決算について定時総会に報告したときは、遅滞なく損益計算書及び貸借対照表の要旨を公告しなければならない。定款で公告の方法について西日本新聞で行う旨定めている。しかしながら、創立以来公告を行っていなかった。

決算の公告については、今後、関係法令等に則り遅滞なく行われたい。

【講じた措置】

決算の公告については、株式会社福岡市民ホールサービスに対し、今後、関係

法令等に則り遅滞なく行うよう口頭により指示した。

なお、株式会社福岡市民ホールサービスでは、今後の決算の公告を、関係法令等に基づき遅延なく行うこととした。

指摘事項

イ 取締役会の適正な開催を求めるもの

代表取締役その他の担当取締役は3ヵ月に1回以上、会社の業務の実情を取締役に報告しなければならない。しかしながら、(株)福岡市民ホールサービスにおいては従前から、4月と10月の2回のみ開催していた。

取締役会の開催については、今後、関係法令等に則り適正に行われたい。

【講じた措置】

取締役会の開催については、株式会社福岡市民ホールサービスに対し、関係法令等に則り、適正に行うよう口頭により指示した。

なお、株式会社福岡市民ホールサービスでは、関係法令等に基づき、年4回開催するよう改めた。

指摘事項

ウ 内部会議に伴う飲食代の支出について改善を求めるもの

飲食代の執行については、(株)福岡市民ホールサービスが福岡市の第3セクターであることから、市民の不信を招くことのないよう、必要性について十分検討し、最小限度の執行に努める必要がある。しかしながら、(株)福岡市民ホールサービスにおいては、内部会議等に伴う飲食代を管理諸費にて支出しており、その必要性について疑義があった。

今後、費目を問わず飲食代の執行については、必要性について十分に検討を行い、最小限度の執行に努められたい。

【講じた措置】

飲食代の執行については、(株)福岡市民ホールサービスに対し、必要性について十分に検討を行い、最小限度の執行とするよう口頭で要請した。

なお、(株)福岡市民ホールサービスにおいては、必要性について再度検討し、最小限度の執行となるよう改めた。

3 財団法人福岡コンベンションセンター(旧 財団法人福岡総合展示場)

指摘事項

ア 委託契約事務について注意を求めるもの

「2001 福岡国際見本市会場設営業務委託」契約において、業者の選定を提案競技を実施して決定している。提案競技により契約相手を決定する場合は提案内容等の評価を公正・公平に行うことが重要であり、このためには、各評価項目につき得点等を用いることにより適切な審査を行うべきである。しかしながら、契約の相手方の決定を業者選考委員会の議事のみで決定しており適切な審査が行われたのか疑義が生じた。

今後、提案競技を実施して業者を選考する場合は十分注意されたい。

【講じた措置】

委託契約事務については、財団に対し適正な審査を行うよう口頭により指導を行った。

なお、財団法人福岡コンベンションセンターは、指導後に行った提案協議において各評価項目につき得点等を用いた審査を行っている。

指摘事項

イ 決算事務について注意を求めるもの

公益法人会計基準においては、計算書類は明瞭に表示を行うとともに、その表

示方法はみだりに変更してはならないとされている。また、寄付行為においては、収支決算において剰余金を生じたときは、理事会の議決を経て積立金として積み立てることができる」と規定している。しかしながら、平成11年度より、財団の利益である当期収支差額を、理事会の議決に基づき積み立てるべきであるところ決算において経営調整積立金として処分を行い、当期収支差額をゼロ円とする会計処理の方法としていた。

今後、決算事務については十分注意されたい。

【講じた措置】

決算事務については、財団法人福岡コンベンションセンターに対し寄付行為の規定に基づいた会計処理を行うよう口頭により指導を行った。

なお、財団法人福岡コンベンションセンターは、平成14年度決算において寄付行為の規定に基づいた会計処理を行っている。

4 福岡タワー株式会社

指摘事項

ア 契約規程の整備を行い契約方法の検討を求めるもの

契約事務を行う場合、関係規程に従い契約を行うべきである。しかしながら、契約に関する規程が整備されていないため年間委託契約について、契約の全てが1社を相手方とした随意契約によって行われていた。委託内容によっては、競争性を持たせることが可能と思われる。

契約規程を速やかに整備するとともに競争原理を取り入れた契約方法の検討をされたい。

【講じた措置】

契約事務については、福岡タワー株式会社に対し契約規程の整備及び競争原理の導入について検討するよう口頭により指導を行った。

なお、福岡タワー株式会社においては契約に関する規程が整備され、競争原理を採り入れるべき年間委託契約につき複数の業者から見積を徴することとされた。また、このことについては、社員に対し書面による周知徹底が行われている。

(財政援助団体監査)

1 アジア太平洋フェスティバル実行委員会

指摘事項

ア 負担金事業に係る予算の執行について注意を求めるもの

福岡市から交付された負担金は、交付目的に応じた事業を行うため計画的に執行するとともに他の目的に使用することはできない。しかしながら、平成12年度及び同13年度において、福岡市からの負担金を11月には全額交付を受けていたにもかかわらず、年度末の3月に支払いを集中させる等計画通りの執行が行われておらず、負担金を早期に受け入れる必要がなかったことが認められた。また、平成13年度において、同実行委員会が福岡市から受託した業務が完了していたにもかかわらず速やかに受託料の請求手続を行わなかったため、受託業務に係る経費を負担金から立て替えて支払いを行っていた。

負担金事業に係る予算の執行については、今後、計画的に執行するとともに交付目的に応じた事業を行うために使用するよう注意されたい。

【講じた措置】

負担金事業に係る予算の執行については、アジア太平洋フェスティバル実行委員会に対し、計画通りの執行を行うよう指導し実行させるとともに、より適切な執行計画の作成を指示し、平成15年度分の負担金請求に反映させた。

2 福岡市立学校開放等施設管理委員会連絡会

指摘事項

ア 補助金の適正な執行について団体機能の充実や交付先団体への指導を求めるもの

福岡市立学校開放等施設管理委員会連絡会(以下「連絡会」という。)の事務手続き及び、連絡会が補助している福岡市立学校開放等施設管理委員会(以下「施設管理委員会」という。)における補助金の支出事務において、次のような事例が認められた。

連絡会の経費については、市からの補助金であることを十分考慮し、今後、補助金の適正な執行がなされるよう団体機能の充実を図るとともに、各施設管理委員会を指導されたい。

- (ア) 連絡会の収支予算，事業計画は，連絡会の役員会に諮ったうえで年度開始前に決定しておく必要があるが，年度開始後に委員長の決裁により決定されていた。
- (イ) 連絡会規約により監事を置いているが，監事による会計監査が行われていなかった。
- (ウ) 平成13年度の事業計画等によると，年2回の会議を開催することとしていたが，連絡事項等については，電話や文書の通知等により行っており，会議は開催されていなかった。
- (エ) 各施設管理委員会からの事業報告等において，一部に次のような事例が見受けられた。
 - a 領収書に但し書きや領収日付のないもの，記載内容が不十分なものなどがあった。
 - b 会議食糧費の支出において，連絡会が定めている支出基準を超えているものや，弁当を提供する必要性が希薄なものがあった。
 - c 補助金の交付目的にあわないと思われる支出があった。
 - d 支払資金として現金を相当期間手元に置いているものがあった。

【講じた措置】

連絡会の経費については、今後、補助金の適正な執行がなされるよう団体機能の充実を図ることとし、下記について、連絡会に対し改善を求め、事務を改めた。

- (ア) 平成15年度から，収支予算，事業計画については，年度開始前に役員会に諮った上で決定するように改めた。
- (イ) 平成14年度分より，監事による会計監査を実施するように改めた。
- (ウ) 団体機能の充実を図るために，必要に応じて会議を開催することとした。
また，各施設管理委員会に対し，(エ)のとおり周知徹底を図った。
- (エ) 領収書の重要性を認識のうえ適切に対処すること，交付目的及び支出基準に沿って適正に執行すること，補助金の管理を厳正に行うよう全施設管理委員会に対し，書面及び校長会等において周知徹底を図った。